

松 山 大 学 論 集  
第 29 卷 第 1 号 抜 刷  
2 0 1 7 年 4 月 発 行

アクセル・ホネットの個人化論  
—— 自己実現の個人主義と承認のイデオロギー ——

水 上 英 徳

# アクセル・ホネットの個人化論

—— 自己実現の個人主義と承認のイデオロギー ——

水 上 英 徳

## 1. は じ め に

個人化が、現代社会を特徴づけるキーワードの一つとなって久しい。社会学においても、この間、現代社会における個人化について多様な考察が積み重ねられてきた。たとえば、日本社会学会の機関誌である『社会学評論』では2004年に個人化に関する特集号（日本社会学会 2004）が刊行されており、また日本社会学史学会では2007年から2009年までの3年間、個人化を大会シンポジウムのテーマとし、その成果は『社会学史研究』に3号連続の特集（日本社会学史学会 2008, 2009, 2010）として掲載された。前者では、福祉や家族や労働といった社会の各領域における個人化が扱われ、後者では、社会学の学説史をふりかえるかたちで個人化の理論的把握が中心となっている。さらに、社会学における個人化論を牽引してきた一人であるウルリッヒ・ベックの立論についても、現代日本社会とかがかわらせて、まとまった検討が加えられてきた（鈴木編著 2015）。

そうした近年の研究の背後にある共通の問題意識をあえて要約して取り出すなら、次のように言えるだろう。まず、現代社会における個人化は、再帰的近代に関するウルリッヒ・ベックの議論にみられるように、従来とは質の異なるものと捉えられている。また、そのさい個人化は、個人の自立や主体性をもたらすポジティブな側面のみならず、個人にいわば生きづらさや苦悩をもたらさるものであり、そのネガティブな側面が一つの焦点となっている。そして、

そうであるがゆえに、個人化の問題状況の向こうに、新たな共同性の構築が規範的な課題として提起されるにいたっている。

本稿で取り上げるアクセル・ホネットもまた、自身の承認論を彫琢すると同時に、1990年代から現代社会における個人化の諸現象にたびたび論及してきた。じっさい、当時からホネットは、現代社会のもっとも重要な特徴の一つとして個人化を位置づけてきたといつてよい。さらに、2000年代に入ってから、個人化の諸現象を、新自由主義にいたる資本主義的近代化と関係づけて分析するとともに、それまでに展開してきたみずからの承認論の枠組みのなかでも考察を加えている。

本稿は、こうしたホネットの個人化論を取り上げ、その内容と射程を検討する。それは同時に、ホネットが現代社会にたいし、どのような時代診断を行っているのか、その一端を明らかにすることにもなる。そのさい、ここではとくに、2000年代に執筆され2010年に単行本に収録された論考を検討の中心としたい<sup>1)</sup>。

以下では、まず、個人化に関する1990年代のホネットの議論を取り上げ、当時、ホネットが個人化について何を問おうとしていたのか確認したい(第2節)。そのうえで、2000年代に入って現代社会の時代診断として展開されるホネットの個人化論を検討する(第3節)。また、ホネットが個人化論を自身の承認論にどのように結びつけているのか、イデオロギーとしての承認に関する議論に注目したい(第4節)。以上をふまえ、最後に、ホネットによる個人化論の意義と射程とについて、あらためて考察する(第5節)。

---

1) 本稿では、2010年代以降のホネットの理論展開は取り上げない。とくに2011年に公刊された『自由の権利』(Honneth 2011)は、ホネットの著作のなかで、いまのところもっとも大部な書き下ろしの単著であり、そこでは、個人化についても新たな理論展開がはかられていると言える。しかし、本稿では、この『自由の権利』にいたる前の段階まで、ホネットが個人化についてどのような議論を行っていたのかを明らかにする。『自由の権利』以降の展開については別稿を期したい。

## 2. 私化としての個人化

ホネットは1990年代から、現代社会における個人化の諸現象に言及してきた。それらの論述は多分に断片的なものであるが、しかし、個人化について当時のホネットの問題関心の在処を読み取ることができる。また、そこで提示された論点をふまえることで、2000年代に展開される個人化論の位置づけがより明確になるといってよい。そこで本節では、90年代におけるホネットの議論をあらためてふりかえり、論旨を整理しておきたい。

### (1) 個人化とは何か

まず取り上げるのは、ホネットが1994年に公刊した『脱統合(Desintegration)』(Honneth 1994)である。この著作は、もともと雑誌『メルクール』の「社会学」コラムに連載されたエッセーをまとめたものである。ホネットによれば、この連載の主たる目的は、現代社会についての近年の社会学の「時代診断(Zeitdiagnose)」を批判的に検討することであった(S.8)。たとえば、「ポストモダン」や「リスク社会」、「体験社会」といった概念が取り上げられ、それらの有効性に対し疑念が示されている。本稿でとくに注目したいのは、同書の第2章でウルリッヒ・ベックの個人化論に検討を加えていること、また、末尾の二つの章で「現時点でじっさいに社会的な変動プロセスの中心をなしているのは何か」(Honneth 1994: 9-10)について考察したさい個人化の問題に言及していることである<sup>2)</sup>。

最初に、ベックの個人化論に関するホネットの所見をみてみよう。ホネットによれば、ベックは、戦後ドイツにおける種々の社会変化、たとえば自由時間

---

2) ホネットは、2000年に公刊された論文(Honneth 2000)でも、社会学における数々の「時代診断」の有効性に疑問を示している。そのさいホネットは、ヘーゲルがその『法哲学』において展開していた「時代診断」、すなわち自由の一方的な理解により生じうる病理という捉え方がいまなおアクチュアリティを持っているとし、個人主義の問題に論及している。

の増大や社会移動の進展,あるいは高等教育の普及といった諸現象から,互いに矛盾し合う要素からなる「個人化 (Individualisierung)」が生じていると捉えた (Honneth 1994: 22-3)。すなわち,個人は,一方では,伝統的な社会関係から解放され自己決定の主体となっており,しかし同時に,他方では,解放された個人は,労働市場や教育や社会保障に依存し,消費財の供給に依存し,医学的あるいは心理学的な助言等に依存するようになる。ベックのこうした個人化テーゼについて,ホネットは,従来は個別に考察されていた諸変化を個人化という一つの変動プロセスに関係づけているところに新しさがああり,また,ベックの主張する矛盾はたしかに人びとの日常的な体験の領域に生じていると捉えられ,その現代社会像は非常に示唆的であると評価する (Honneth 1994: 23)。

とはいえ,ホネットによれば,ベックの議論には問題点も指摘できる。まず,ベックの提唱する個人化の概念は,互いに異なる諸要素を一つにまとめてしまっているのではないかと,ということである (Honneth 1994: 24-5)。それゆえ,ホネットはここでは,個人化 (Individualisierung),私化 (Privatisierung),自律化 (Autonomisierung)という三つのプロセスを概念上,区別することを提起している。まず個人化は,ベックがその研究で第一に念頭に置いていたものであり,経済的なゆとりの増大や高学歴化により個人の決定の余地が広がり,各自の生活状態がますます分化していくことである。これに対し,私化が意味しているのは,相互主体的な共同体が壊れていき,諸個人が自分たちの間の安定した社会的コンタクトを失い,互いにいっそう孤立していくことである。最後に自律化は,「個人に,所定のさまざまな行為選択肢を反省的で自己意識的な仕方であらうことができるようにする」(Honneth 1994: 25) ことのすべてである。つまり,個人は,自分の行為の可能性が広がったことを,自己規定のチャンスとして認識し活用することができるようになる。

ベックは,個人化という一つでこれら三つの意味内容をまとめてしまっているが,本来なら,私化と自律化は個人化から区別される必要がある。

逆にいえば、「個人化」という用語はベックの使い方よりももっと明確な意味で用いられなければならないということである。こうした概念上の区別を精確に行うことが、現代社会の社会変動を社会的に診断できるための条件であるとホネットはいう。

加えて、ホネットは、もう一点、ベックのみならずドイツではまだ十分に検討されていないこととして、上述の私化がどこまで進んでいるのかという問題を提起し、そのうえで、伝統的な共同体の崩壊のみならず、新しい共同体の形成の如何についても調査研究することが必要であるとしている(Honneth 1994: 27)。このことは上記の三つ目の自律化にかかわる。すなわち、ホネットは、自律化が進んだ個人のアイデンティティが「ポスト伝統的共同体」(Honneth 1994: 28)の形成にどのくらい依存するのかを問うことが重要とするのである。

こうしてみると、この時点でホネットは、ベックの個人化論について、まずはより精緻な概念枠組みの必要性を提起し、そのうえで、新しい共同体の可能性の如何をあらためて問うていたと言えるだろう。

## (2) 個人化の問題

次に、『脱統合』の末尾の二つの章をみてみたい。ここでホネットは、現在の「社会的な変動プロセスの中心をなしているもの」として二つの具体的な社会現象を取り上げている。すなわち、一つは家族の構造転換であり、もう一つは経済的貧困の新たな増大である。

ホネットは、家族の構造転換について、「ポスト近代家族」に関する家族社会学の研究に依拠しながら、議論を進めている。ここでは、少子高齢化、晩婚化・非婚化、離婚率の上昇、世帯構成の多様化といった人口統計学的なデータの背後に、どのような家族の変化のプロセスがあるのかが焦点となっている。

まず指摘されるのは、近代的な核家族の「脱制度化」ないし解消であり、恋愛と結婚、結婚と共同生活、結婚と生殖といった従来は制度的に一つにまとまっていた要素が互いに分離していく傾向である(Honneth 1994: 92-4)。こ

れまで家族の私生活を規制してきた文化的な諸規範が変容し、その結果、もはや恋愛が結婚に結びつくとは限らないし、結婚しているからといって必ずしも同居するわけではなく、また結婚していても子どもをもつかどうかは別問題となっている。こうして私生活をめぐってさまざまな選択が可能となり、それゆえ、家族形態は多様化しつつあると言える。

と同時に、ホネットがとくに注目するのは、子どものいる離婚後の家族に関する調査研究である。そうした研究では、シングルマザーないしシングルファーザーが一人で子どもを育てるケース、別れたパートナーが子育てについて何らかの関係を維持するケース、新しいパートナーと関係を結びそのパートナーが子育てにかかわっていくケース、そして、子育ての助力を得るために（子どもの）祖父母等と一つの家族をつくるケースといった幾つかのパターンが分析されている。重要な点は、家族形態のこうした、まさに多様化は、とくにシングルマザーが陥りうる社会的・経済的な苦境に対処するために生じているという点である（Honneth 1994: 97-8）。

こうした考察から、ホネットによれば、「ポスト近代家族」への構造転換は、一方では、私生活にかかわる諸規範がよりリベラルになった解放の進展として、言い換えると個人の選択の自由の増大という点での個人化のプロセスとして捉えることができる（Honneth 1994: 98-9）。しかし他方で、そうした個人化は同時に、人びとにさまざまな「痛み」をもたらしうる。それは、たとえば離婚率の上昇に表れるように、家族成員の別離が日常的になることをともなっており、また、とくにシングルマザーが直面しうる問題状況からすれば、家族形態の多様化は、自由の現れというより、むしろ、困難に対処するために強いられたものという性格をも持ちうる。

そのため、家族の構造転換のこうした二つの側面を適切に捉えることができるのは、これを「社会的・生活世界の規範的な合理化のアンビバレントなプロセス、それどころか悲劇的なプロセス」（Honneth 1994: 99）として把握する試みだけだとホネットはいう。「この場合、私的道德の文化的な開放とリベラル

化は、核家族のゆるやかな解消とともに、主体がその心情から、また経済的な理由で変わらず依存している生活世界の制度を破壊するであろう」(Honneth 1994: 99)。

次に、貧困問題に関するホネットの議論をみてみよう。ホネットは、ドイツ社会を念頭に、先進諸国における貧困問題について、まず貧困の定義をめぐる議論を整理したうえで、当時のドイツの人口の約2割が相対的な貧困の問題に苦しんでいると指摘している(Honneth 1994: 106)。ホネットは、そうした貧困問題が統一以前の西ドイツにおいてすでに1980年代から生じていたとし、その背景要因として、失業者の増大、正規雇用と非正規雇用への労働市場の分割と非正規雇用の拡大、社会保険制度の欠陥、住宅市場の機能不全などを挙げ、これらを「誤った発展(Fehlentwicklungen)」(Honneth 1994: 107)と呼んでいる。

また、そうした貧困問題は、渦中にある個人にとって、物質的な意味での実存の問題であるのみならず、みずからが社会的に価値評価されない存在となってしまったという屈辱の感情をともなう実存の問題でもある(Honneth 1994: 108)。ホネットが言及している、貧困地区を対象とした社会学的な調査研究によれば、後者の実存の問題を乗り越えること、つまり自身の置かれた状態を心理的に受け入れ、以前は当然のように守るべきと見なしていた社会規範にも固執しないこと、場合によってはそうした規範の侵犯もいとわないことが、前者の問題に対処するための多様な生存戦略を可能にするという。その一方で、ホネットは、現在の社会を特徴づけている個人化は、人びとの孤立化を進めるという点において、かつてはいわゆる「貧困の文化」と呼ばれたような貧困地区住民の共同性にまで及んでいるとみている(Honneth 1994: 110)。

以上のように、ホネットは、家族の構造転換と新たな貧困問題を現在の社会変動の中心にあるものと捉え、この二つに個人化が深くかかわっていると指摘する。すなわち「家族の構造転換も経済的貧困の新たな増大も実存の問題を生じさせるのだが、今日、主体は、次の理由から、そうした実存の問題にますます



す直面している。なぜなら、個人化のプロセスが加速することによって、主体は、以前のように、安定した生活世界のコミュニケーションのネットワークのなかに保護を求めることがもはやできなくなっているからである」(Honneth 1994: 10)。ここでホネットが言及している個人化は、先に述べた「私化」の意味でのそれである。私化が進むことによる人びとの孤立は、「安定した生活世界のコミュニケーションのネットワーク」である共同体の喪失であり、それゆえに、家族形態の多様化や貧困にかかわる物質的ないし精神的な実存の問題への対処をいっそう困難にしていく。現代社会のこうしたありようを指して、ホネットは(同書のタイトルにもなっている)「脱統合(Desintegration)」と呼ぶのである(Honneth 1994: 10)。

### (3) コミュニタリアニズムの問い

ここまでの議論から分かるように、個人化に関して90年代のホネットは、とくに私化の側面に現代社会の問題状況を捉えていた。こうした問題関心は、当時のホネットがアメリカのコミュニタリアニズムに注目していた点にも見て取ることができる。ホネットは、アメリカのコミュニタリアニズムとリベラリズムの論争にかかわる代表的論者のテキストを翻訳・収録した論文集を90年代に刊行しており、また、この論争をテーマとした論文集にも寄稿している。そこでコミュニタリアニズムの同時代的背景とされるのが、個人化である。

「個人化とゲマインシャフト」と題された短い論考(Honneth 1992b)では、最初に「第二の個人化」というウルリッヒ・ベックの議論に言及している。かつてヴェーバーやデュルケムらは、伝統的社会から近代社会への移行の一側面として個人化を説明していたが、それは、前近代の身分ヒエラルヒーから個人が解放され、それに応じて自由が増大することを意味していた。これに対し、現在は「個人の孤立化(Vereinzellung)が加速していく時代、つまりは『第二の』個人化の時代」(Honneth 1992b: 18)と考えられる。すなわち、経済的な豊かさと社会的な流動性が増すとともに、個人は、自分の人生を自分の責任で

みずからかたちづくっていくことをますます強いられるようになっていく。

ホネットによれば、80年代にアメリカ等で生まれたコミュニタリアニズムの社会思想は、こうした「第二の個人化」に対して批判的な立場にあると位置づけることができる。コミュニタリアニズムの思潮を生み出した著作で「現在の個人主義に対する時代診断的な考察に何らかの仕方でかかわっていないものは見出されない」(Honneth 1992b: 19)。たとえば、ホネットは、マイケル・ウォルツァーの議論をその典型例に挙げるのだが、ウォルツァーは、アメリカ社会の個人化を特徴づける「四つの流動性」(地理的・社会的・家族的・政治的)を指摘し、それらの帰結を「安定の喪失」と批判的に呼んでいるという。

こうしたコミュニタリアニズムでは、「価値ゲメインシャフトに包まれることなしには、今日でも、人間主体の自由を有意義に考えることはできない」(Honneth 1992b: 20-1) こと、また、「社会の統合が『適切に』ないし『正しく』行われるのは、その構成員が共通の価値志向によって互いに関係し合う場合に限られる」(Honneth 1992b: 21) ことが理論的に追究されていく。もちろん、コミュニタリアニズムのなかにもアプローチの違いがあり、さまざまなバリエーションが展開されるのだが、ホネットによれば、それらはすべて次の問いに収斂するとされる。すなわち「一方では、社会の連帯の新しい形式によって、さらなる個人化の破壊的な傾向に抵抗し、他方では、リベラルな社会のラディカルな多元主義と矛盾することのない、そうした社会的に包括的な価値連関はどのようなものでありうるのか」(Honneth 1992b: 22-3) である。ホネットは、この問題に取り組むことがますます緊要になっているとしている<sup>3)</sup>

以上、本節では、個人化に関する90年代のホネットの議論をふりかえって

---

3) ホネットは、この問いこそが、リベラリズムとコミュニタリアニズムの論争が展開するなかでこの双方の立場が共通して追究するに至った課題であるとしている(Honneth 1993: 16)。このことに関連して、ホネットは、90年代に行われたインタビューで自身の立場を、リベラリズムとコミュニタリアニズムのどちらかではなく、両者の間にあるとしている(Honneth 2003b: 188-93)。

きた。明らかなように、ホネットは、まず個人化の意味内容をより精確に弁別することを提起しており、そのうえで、とくに私化の問題に焦点を置いていた。問われたのは、従来の共同体が力を失っていき、諸個人が互いに孤立していくことであり、これに対し、新たな共同体のあり方を経験的にも理論的にも探究していくことである。そのさい、とくに理論的に重要となるのは、共同体の探求とはいっても、それは近代以前の社会への逆行ではなく、求められるのは「リベラルな社会のラディカルな多元主義」(Honneth 1992b: 23)に合致する共同体、「近代社会の道徳的な所与性と一致する、そうした特性と構造」(Honneth 1992c: 123)を持つ共同体ということである。これをホネットは「ポスト伝統的な民主的ゲマインシャフト」(Honneth 1993: 16)とも呼んでいる。

### 3. 自己実現の個人主義とその転換

本節では、2000年代の論考を素材として、ホネットが個人化の現象をどのように理論的に捉えているのか、考察する。前節でみてきたように90年代においてホネットはとくに私化の問題に注目していたが、2000年代においては、個人化の異なる側面に光を当てるのである。

#### (1) 個人化概念再考

まず、個人化という概念の意味内容について、あらためてホネットは考察を加えている。そのさい手がかりとなったのが、ゲオルク・ジンメル議論である。

いうまでもなく、社会学はその成立の当初から、社会の近代化を特徴づけるものとして「個人化」の概念を用いていた。このとき個人化は、大きく二つの側面から捉えられていたとホネットはみている (Honneth 2010b: 202-3)。一つは、個人が伝統的な社会関係から解放され、個人の担う役割や集団への所属が多様化し、ライフコースやライフスタイルが多様になることである。この側面は、いわば外部から容易に観察可能な「外的」事実であるとホネットはいう。

そして、このプロセスにともないもう一つの側面が生じうるのだが、それは、個人がより大きな自由を獲得し自律性が増していくことである。こちらの側面については、個々人自身のパースペクティブから捉えられる「内的」事実であると言える。

ホネットによれば、これら二つの側面に原理的な相違があることを、とくにはっきりと認識していたのが、ゲオルク・ジンメルである（Honneth 2010b: 203）。しかも、ジンメルは、この二側面を区別しつつ、個人化のさらに別の側面を提起し、四つの意味要素を明らかにしていたとホネットはいう。まず、上記のライフスタイルやライフコースの多元化には、人間関係がより貧しくなり相互に無関心になっていく危険がともなっている。それゆえ、個人化の第三の側面として、匿名の人間関係が増すなかで個人が孤立化（Vereinzelnung）していく傾向が指摘される（Honneth 2010b: 204）。ホネットによれば、ここでジンメルが考えていたのは、人びとが孤独（Isolation）をますます感受するようになることではなく、個人が純然たる自身の利害の追求にいつそう専念するようになっていくことである。

加えて、ジンメルは、上記の個人の自由の増大についても、自律化の二つの側面を区別しているとホネットはいう（Honneth 2010b: 204-5）。一つは、自分の信念や意図を自律的に表現できるようになるという意味で、個人の反省（Reflexion）能力が可能になることである。この能力は、原理的にすべての人間が持ちうるものであり、それゆえ、ホネットは、ここでジンメルが問題としているのは「平等の個人主義」であるという。もう一つは、他者とは異なる無二の特性をみずからの人生において作りあげていくこと、つまり「ほんものの（authentisch）」パーソナリティを作りあげていくことである。ホネットによれば、これはドイツロマン主義にその起源をみることができると考えられ、ジンメルはこれを「質的な個人主義」と呼んだとされる。

こうしてジンメルは、個人化の四つの意味要素を区別しているとホネットはいう。すなわち、第一に個人のライフコースの多元化、第二に個人の孤立化、

第三に個人の反省能力の増大、そして第四に個人の真正性（Authentizität）の上昇である。個人化は、このように異なる意味要素を含んでおり、それゆえ、ジンメル以後、現在に至るまで、多様な観点からきわめてさまざまな仕方でも分析・解釈されてきた。ホネットによれば、現在の社会において個人化の諸側面に関係する社会現象や社会変化はあまりにも多く、個人化のプロセスを的確に捉えることは簡単ではない（Honneth 2010b：207）。

ここで留意したいのは、個人化の四つの意味要素のうち第三のものと第四のものの区別が、前節で検討した90年代のホネットの議論では十分に考察されていなかったことである。前節でみたように、ホネットは、ベックの個人化論に対し、個人化、私化、自律化の三つの区別を提起していた。このうち個人化と私化は、上記の四つの意味要素の第一のものと第二のものにそれぞれほぼ対応していると言えるが、自律化は、自由の増大により自己規定が可能になることを指しており、これをより精確に捉えるならば、反省能力の増大と「ほんもの」の自己の形成の二つが区別されると言えるだろう。

さて、ホネットは、以上のように、個人化の意味内容をあらためて整理したうえで、現代社会における個人化の現象について一つの独自の解釈を提示しようとする。ここで焦点となるのは、ジンメルが「質的な個人主義」と呼んだ個人化、つまりは上記の第四の意味要素である、個人の真正性（Authentizität）の上昇である。ホネットは、自身の基本テーゼを次のように要約している。

私が主張したいテーゼは次のとおりである。すなわち、個人的な自己実現の主張（Ansprüche）は、諸西欧社会においてまったく異なるさまざまな個人化プロセスが歴史的に一度だけ重なり合うことで、3、40年前に急速に増大したのだが、この主張はいまでは強力に、社会的再生産の制度化された期待モデルとなってしまっており、そのため、自己実現の主張はその本来の目的規定を失ってしまい、むしろ、システムを正当化する基盤になってしまった、ということである。（Honneth 2010b：207-8）

この引用から明らかなように、ホネットが問おうとしているのは、1960年代から現在に至るまで、自己実現（Selbstverwirklichung）を求めることがどのように変化・変容しているのかという点である。以下、この個人化テーゼの中身をみていくことにしよう。

## (2) 新しい個人主義の成立

ホネットによれば、1960・70年代の西欧社会において、互いに独立に生じそれぞれ異なる経過をとってきた複数の個人化プロセスが「親和的に（wahlverwandtschaftlich）」結びつくことで、新しい形態の個人主義が生まれたという（Honnet 2010b: 208-9）。この「親和的」という表現は、マックス・ヴェーバーにならったものであり（Honnet 2008: 154）、互いに独立した諸要因がいわば合流することで意図せざる結果が生じてくることを含意している。つまり、個人化は、いわば単線的に増大していくプロセスなのではなく、複数の社会変動が交差し相互に影響し合うものだという事である。そのさい、ホネットは、大きく「物質的」諸変化と「精神的」諸変化とを区別している。

まず物質的な変化として挙げられるのは、収入と自由時間の増大、第三次産業中心の産業構造への転換、教育の拡張などである（Honnet 2010b: 209）。こうした社会構造上の変化により、個人の職業選択の可能性が拡大するとともに、社会移動が活発になり、またさまざまな点で個人の決定の余地が広がり、その結果、人びとのライフコースが多元化することになった。このことは個人がみずからのアイデンティティを自律的に見出し自分の人生をみずからかたちづくっていく可能性の増大を意味し、「わずかに20年のうちに、実存の諸形式は強く個別化した」（Honnet 2010b: 210）。

さらに精神的な変化としてホネットがとくに指摘するのが、当時、新しい文化的な解釈図式が広く受け容れられたことである。すなわち、それは、ロマン主義を起源とし、「人生を、実験的な自己実現（Selbstverwirklichung）の過程として現れさせる」（Honnet 2010b: 212）解釈図式である。この文化的要因は、

上述の社会構造上の変化とは独立のものを見なければならぬ。そうした解釈図式によって、人びとは自分の人生を、みずからのパーソナリティの核となるものをさまざまな試行を通じて発見し実現していくプロセスと捉えるようになる。

こうして、ホネットによれば、一方における社会構造上の変化と他方における文化的変化とが結びつくことで、新しい個人主義が生じてくる (Honneth 2010b: 212)。それは、ジンメル の 術 語 を 用 いる なら 「 質 的 な 個 人 主 義 」 が 広 く 成 立 した こと を 意 味 して いる 。 ホ ネット によ れ ば 、 い ま や 人 び と は 自 分 の 人 生 を 、 職 業 役 割 と 家 庭 内 の 性 別 分 業 役 割 と に 最 終 的 に 帰 着 す る 、 そ う し た 直 線 的 な アイデンティティ形成のプロセスとは見なさない。ライフコース上の選択肢が広がり、またロマン主義的な解釈図式が定着することで、「実験的自己実現の理念」(Honneth 2010c: 226) が生まれ、人生とは「自分自身のパーソナリティの実験的な実現のチャンス」(Honneth 2010b: 226) と解釈されるようになる。つまり、「さまざまなアイデンティティの可能性を、実験的な自己発見のための素材と捉え」(Honneth 2010b: 212)、そのつど「ほんもの (authentisch)」と理解される新しい実存の形式を生涯にわたって試していくことで、自分のパーソナリティの核を発見しその実現を目指していくということである (Honneth 2010b: 212, Honneth 2010c: 226)。すなわち、それは自己実現の個人主義である (Honneth 2010b: 218)。

### (3) 個人主義の転換

しかし、このようにして広がった新しい個人主義は、それ以後、大きく姿を変えてしまうとホネットは論じる。「自分の人生を自己発見の実験のプロセスとして解釈し始めたとき諸主体がかつて生み出した主張 (Ansprüche) は、いまや、拡散した仕方 で 外部 の 要 求 (Forderungen) と して 諸 主 体 に 戻 っ て 来 て お り 」 (Honneth 2010b: 218)、「理想が強制に逆転し、主張 (Ansprüche) が 要 求 (Forderungen) に 逆 転 」 (Honneth 2010b: 218-9) す る の で あ る 。 個 人 が 内

発的に抱いていた自己実現の主張は、外部から強いられる「制度的な要求」(Honneth 2010b: 214)へと転化してしまった。そのさい、ホネットは、この逆転のプロセスもまた、意図のないし意識的に引き起こされたものと捉えることはできないという。むしろ、社会のさまざまな変動過程が「親和的に」相互に影響し合うことで、意図せざる結果として生じたということである。

そうした変動過程の一つとして、まずホネットが挙げるのは、電子メディアの発達である(Honneth 2010b: 215)。日常生活において電子メディアがますます大きな意味を持つようになるにつれ、できるかぎりオリジナリティのあるクリエイティブな生き方という理想像が人びとに絶えず抱かれるようになっていく。電子メディアが媒介するライフスタイルを何の疑いもなく受け入れるわけではないにせよ、しかし、自己を発見し実現するという理想像が、外部からの要求として人びとに無意識のうちに経験されていく。そのさい、ホネットによれば、現実とフィクションとの区別も場合によってはあいまいになり、メディアのなかに見られる自己発見・自己実現の標準化されたモデルに従おうとする傾向も生じうるという(Honneth 2010b: 215)。

次に、電子メディアに比肩しうる作用を及ぼしたのが、とくに80年代以降に消費者産業によって展開されたさまざまな広告戦略である(Honneth 2010b: 215)。ホネットによれば、商品の宣伝には隠された約束が結びつけられており、すなわち、その商品の購入は、各自の生活をよりオリジナリティのあるものにするための美的手段の獲得、またオリジナリティのあることを外に示すための美的手段の獲得だということである。新しいライフスタイルや自己イメージがどこかで創出されても、それらはすぐに広告戦略に取り込まれ活用されていく。というより、むしろ、広告産業はそれ自体で「ほんものの(authentisch)」人生のイメージを提供するようになり、人びとは事後的にそれを手本にして自己を発見し実現しようとする(Honneth 2010b: 216)。広告産業は、年齢・階層・性などの違いを精確に計算してさまざまな「文化的提案」を人びとに発しており、自己発見・自己実現の試みは、無意識のうちにそれらをもとに組織さ



れていく<sup>4)</sup>

さらに、ホネットが最も重視しているのが、80年代以降の労働の領域における構造転換である (Honneth 2010b: 216)。ホネットによれば、いわゆるフォーディズムの解体にともない、労働主体のあり方についてまったく新しい「名指し (Adressierung)」が生まれてくる。すなわち「労働主体は、制度上、もはや従属的な被雇用者 (Beschäftigte) としてではなく、自分自身のクリエイティブな『企業家 (Unternehmer)』と呼ばれる (ansprechen)」(Honneth 2010b: 216)。それは、フォスら (Voß und Pongratz 1998) がポストフォーディズムにおける労働の変化を特徴づけるキー概念として提起した「労働力企業家 (Arbeitskraftunternehmer)」が指し示しているものである。

ホネットによれば、労働主体のこの位置づけの変化には、労働の意味づけの変化がともなっている。まず指摘されるのは、個人の自己実現に関するものである (Honneth 2010a: 126, Honneth 2010b: 236)。すなわち、仕事は自分の能力や特性の自律的な発揮と理解され、自己実現のステップと捉えられる。企業組織は、人びとのそうした自己実現欲求の高まりに対応すべきであるとされ、そのために、職場の地位のフラット化やチーム労働の自律性の強化、あるいはより高度な自己管理を取り入れることが求められるようになる。また、「労働力企業家」という捉え方と同時に、労働は、生活に必要なものとしてだけでなく、「使命 (Berufung)」を実現するものと捉えられるようになる (Honneth 2010a: 126, Honneth 2010b: 216)。つまりは、自分がなすべきとみずから思うこと、あるいは自分がやりたいとみずから思うこと、そうした何らかの「使命」の実現である。

その一方で、意味づけの変化のゆえに、「労働力企業家」と呼ばれる被雇用者には、従来とは異なる期待が向けられていくとホネットはいう (Honneth

---

4) このことに関連して、ある対談のなかでホネットは、その消費がパーソナルなアイデンティティの維持に役立つことになる「アイデンティティ・グッズ」に言及している (Honneth 2007: 152-3)。

2010a: 126, Honneth 2010b: 216-7)。ここでは、仕事に就くことや職を変えることは、生活の必要に迫られてではなく、みずからの「使命」に照らしてその仕事や職それ自体の内在的な価値のみに基づく自己決定の結果と位置づけられる。それゆえまた、自身の「使命」であるからには、仕事に対しいわば一途に心からモチベーションを合わせなければならないし、結果として、仕事への関与の全体が所属企業の繁栄に向けて捧げられねばならず、転職にあたって、それはみずから主体的に決めたこととして提示できなければならない。加えて、仕事上の有能さや業績についての要求も変化する (Honneth 2010a: 127)。従来であれば典型的な企業経営者に対して求められていたようなこと、つまりは、仕事において自律的でクリエイティブでフレキシブルに業績を上げることが、被雇用者に要求される。また、自分の仕事上のキャリアを、自分の持てる能力のすべてを自律的に発揮する、リスクに満ちた一種のベンチャーとして構想し実行できることが、有能さの意味とされる。文字通り、労働力「企業家」の呼び名に見合うはたらきが、被雇用者に要求されるわけである。

こうして「労働力企業家」と呼ばれることで、被雇用者は、従来以上の労働の強化に直面することになる。すなわち「〔自己実現という〕その一見変化したように見える諸欲求を引き合いに出すことで、働く人びとには、社会国家的に規制された資本主義の諸条件のもとでそうであった以上に、いっそうの関与とフレキシビリティと固有のイニシアチブとが求められる」(Honneth 2010b: 217-8)。仕事による自己実現という捉え方をいわば「てこ」として、労働者には、これまで以上に自律的にフレキシブルに仕事に打ち込むことが要求されるわけである。こうして、ホネットによれば、自己実現の個人主義は、ポストフォーディズムにおける資本主義経済の「生産力」に変換され、直接に「生産要因」として活用されることになる<sup>5)</sup> (Honneth 2010b: 217)。

加えてまた、人生を自己発見と自己実現のプロセスと捉える個人主義は、ホネットによれば、労働市場や労働条件の規制緩和を進める構造改革にとって正当化の基盤ともなりうる (Honneth 2010b: 217)。雇用の流動化や労働者の地

位の不安定化は、むしろ労働者のさまざまな試行を可能にし、自己発見・自己実現に資するのだ、という正当化の論理である。しかし、こうして規制緩和が進むと、労働者の側にはきわめてパラドックス的なかたちの圧力がかかってくるとホネットはいう (Honneth 2010b: 217)。というのは、不安定化した雇用情勢のもとで労働者はより安定した仕事を求めるようになり、にもかかわらず、職に就くためには、上述のように自己実現のモデルに従って自分と仕事とのかかわりを(必要なら虚構してでも)提示しなければならないからである。

以上のように、60・70年代に成立した新しい個人主義は、いまや、その姿を大きく変えることになった。当初、「ほんもの」の自己を発見し実現することは、主体にとって一つの理想であり、いわば内発的に希求されるものであった。しかし、80年代以降、電子メディアと広告産業が発達し、また労働の領域の構造転換が進むことで、自己実現の個人主義は「道具化」され「標準化」され「フィクション化」されていく (Honneth 2010b: 218)。いまや自己実現は、個々人が内発的に抱き求めるものではなく、外部から個々人に迫ってくる制度的な要求と化し、目指すべき理想であったものが、そうあらねばならない強制へと変わってしまったわけである<sup>6)</sup>

---

5) 労働の領域におけるこうした自己実現の個人主義の利用についても、ホネットは、それが経営戦略上、意図的にもたらされたというより、むしろ、それぞれ固有の歴史を持ち展開してきたさまざまなプロセスが互いに連鎖し合って生じた、意図せざる結果であるとしている (Honneth 2010b: 218)。すでに何度かふれている、ホネットの立論におけるこうした「親和性」の強調は、「資本主義の新たな精神」に関するボルタンスキーとシャペロの議論 (Boltanski et Chiapello 1999=2013) を念頭に置いてのものである (Honneth 2010b: 218)。ホネットの解釈では、ボルタンスキーらの議論には、「資本主義の新たな精神」の形成を意図的なものとして記述する傾向があるという (Honneth 2008: 154)。ホネットはこうした捉え方を誤りと見なし、「親和性」についてのヴェーバーの考え方に依拠したとされる。

6) ホネットは、個人化に見られるこうした逆説的な事態を「パラドックス」の概念で特徴づけ、個人化のみならず、現代社会の他の領域にも同様の構図のパラドックスを見て取っている (Honneth 2010c)。それらは資本主義の新自由主義的な展開にともなって生じており、ホネットは「資本主義的近代化のパラドックス」と呼んでいる。この点については、出口 (2010) を参照。

#### (4) 空虚さの苦しみ

では、自己実現の個人主義のこうした転換は、人びとに何をもたらすのであろうか。ホネットによれば、人びとはそこで「うまくいっているというよりも、むしろ、苦しんでいるようにみえる」(Honneth 2010b: 218)。すなわち「理想が強制に逆転し、主張が要求に逆転するこのプロセスからは、社会的な不快と苦しみの諸形式が生じており、それらは、西欧社会の歴史において、これまで大衆現象としては知られていなかったものである」(Honneth 2010b: 219)。

ここで言われている「社会的苦しみ」は、ホネットによれば、貧困や格差、社会的排除の問題等とは区別される(Honneth 2010b: 219)。左記の諸問題は労働市場や労働条件の規制緩和によって深刻化しうるし、上述のように自己実現の個人主義はそれらの規制緩和を正当化する言説にも結びつきうる。そのことを確認したうえで、ホネットはここで、貧困や格差の問題とは別の形式の新たな「社会的苦しみ」が広く生まれていると提起する。

この新しい「社会的苦しみ」とは何か。ホネットは、それが精神病理の領域で生じているとし、フランスの社会学者、アラン・エレンベールの研究を参照している(Honneth 2010b: 219-20)。ホネットによれば、エレンベールは、精神医学の臨床所見や抗うつ薬の市場動向から抑うつが急速に広がり大衆現象と化していることを指摘しており、その背景を次のような考え方で説明しているという。すなわち「個人は、自分自身であらねばならないという拡散して広まった要求によって、精神的にいわば過大な要求を課せられているのである」(Honneth 2010b: 220)。

「ほんもの」の自己を発見し実現せよ、という外部からの要求に常にさらされることで、個人はいわば自己を見つめ続けることを強いられるようになる。その結果、ますます多くの人びとが「空虚さ (Leere)」を経験するとホネットはいう(Honneth 2010b: 220)。自己発見・自己実現が外部から絶えず求められることで、人びとは、自分の人生上の決定や目標設定につねに一定の留保を

置くことを促される (Honneth 2010b: 218)。そして、終わりのない自己探求を続けることになり、「ほんもの」の自己なるものは自分の内部にいつまでも見出しえないということである。

それゆえ、ホネットによれば、「ほんもの」の自己発見という精神的衝動に開かれていることを見せるよう、あらゆる方向から促されると、主体に残されているのは、ほんものであることの演技かうつの罹病への逃避かの選択肢、戦略的な理由からオリジナリティを演出することと病的に黙り込むこととの間の選択肢だけである (Honneth 2010b: 220)。「ほんもの」の自己の探求がくり返し求められ「空虚さ」を経験する人びとは、意識的か無意識的かを問わず「ほんもの」の自己を見せかけ演技するようになるか、そうでなければ、何一つとして「ほんもの」とは思えない「空っぽ」の自己を抱え「空虚さ」の前にただ立ちすくむことになる。こうして、自己実現の個人主義が転換するなかで、人びとは多かれ少なかれ「空虚さ」の苦しみに陥っているとホネットはいうのである<sup>7)</sup>。

以上、ここまでみてきたように、ホネットは、個人化の四つの意味要素を区別したうえで、そのうちの一つ、自己実現の個人主義が1960年代以降どのように広がり、その後いかに変容していったのかを明らかにしている。当初は内発的に希求されるものであった自己実現は、電子メディアの発達と広告産業の展開、そしてなにより労働の領域における構造転換により、外部から要求され強制されるものと化し、そのもとで新たな社会的苦しみが生じている。こうしてホネットは、前節でみたような私化の問題に加えて、個人化がもたらす現代的な問題状況の別の側面を明確にしているわけである。

---

7) ホネットは、こうした苦しみを、ヘーゲルの『法哲学』を再解釈する文脈ではヘーゲルの用語法に則り「無規定性の苦しみ」の一つのタイプと位置づけている (Honneth 2000: 224-225, Honneth 2001=2009)。それは、ホネットによれば、自由についての一面的な捉え方が絶対化されてしまうことで生じうる病理的な歪みの一つである (Honneth 2001=2009, Honneth 2008: 152)。

## 4. 承認のイデオロギー

本節では、承認がイデオロギーとして作用することについてのホネットの議論を取り上げ、前節で検討した自己実現の個人主義が承認論の枠組みにおいてどのように位置づけられるのかをみていく。

### (1) 承認とは何か

ホネットは、イデオロギーとしての承認を論じるにあたり、まずは日常的な相互作用における承認に即して、承認概念それ自体の意味内容をあらためて明確にし、次の四つの前提を議論の出発点としている (Honeth 2010a: 110-1)。第一に、承認は、個人や集団の持つポジティブな諸特性を肯定することを意味している。いいかえると、それは、その諸特性が価値あるものと認めることである。第二に、「承認の行いは、単なる言葉やシンボリック的表現にとどまることはできない」 (Honeth 2010a: 110)。何らかの特性を承認するとはいっても、それを単に言葉で言っただけでは不十分である。重要なのは、承認する側に、それに見合った行動や態度がともなっていないなければならないということである。ある時点で一定の承認が言明されたとしても、それに相応する行動や態度が見られないなら、その承認は言葉だけのもので、じっさいには承認ではなかったと言いうる。第三に、承認は、(上述のように) 相手の諸特性の肯定それ自体を「一次的な目的」として行われるものである。つまり、何か別の目的の行為の副産物として結果的に相手を評価することは当然ありうるが、ホネットが焦点を置くのは、相手を承認することそれ自体が一つの固有の目的となっている行いである。第四に、承認は、一つの類概念であり、そのもとにはさまざまな亜種が見出される。たとえばホネットが『承認をめぐる闘争』 (Honeth 1992a=2014) で区別した愛、法権利、連帯は、承認という類概念に含まれる三つの亜種であると言える。

これら四つの前提に基づき、承認とは何かについて、ホネットは端的に次の

ように述べる。「承認は、相手をはっきりと肯定するという一次的な意図がそれぞれ表れている、さまざまな形式の実践的態度の種属として把握されるべきであろう」(Honneth 2010a: 111)。ホネットによれば、こうした承認を受けることで、人は、ポジティブに価値評価された自身の諸特性によって自己を同定することができるようになり、そのことを前提として、より大きな自律性を獲得することが可能になる。それゆえに「承認は、自分の人生の目標を自律して実現していく力にとって、相互主体的な前提条件となっている」(Honneth 2010a: 111)。

さらにホネットは、承認の対象となる特性がどのような性格を持っているのかを認識論的に考察し、私たちが生活世界におけるみずからの社会化の過程で承認のノウハウを習得していることを指摘している(Honneth 2010a: 114)。つまり、評価されるべき価値ある特性とは何か、それらに対しどのように承認を行うべきなのか、また、当該の特性を持つ相手に対しどのような行動や態度を取っていくべきなのか、こうしたことを私たちは社会化の過程で学び身に付けており、とくに意識することなく承認の行いができるようになっている。それゆえ、ホネットによれば、承認は、社会化を通じて習得された「諸習慣の束」として理解できる(Honneth 2010a: 114)。相手の価値ある諸特性は、私たちにとって常にすでに所与の客観的事実のように現れており、その価値ある諸特性に対し、私たちは習慣として、いわば反射的に承認を行っているということである。

加えてホネットは、こうした承認のあり方は歴史的に変化しており、しかも、そこには一定の方向性を見出すことができるという(Honneth 2010a: 115-6)。つまり、人間の特性の何に価値を見出し承認し相応する態度をとっていくかは、現在に至るまでさまざまに変化しているのだが、そのさい、承認される価値ある特性はより細分化してきており、結果として、人びとが承認を通じ自律性を獲得するチャンスは以前よりも増しているということである。その意味で、ホネットは、承認の歴史的変化に対し「進歩(Fortschritt)」という捉え方

を示している<sup>8)</sup>

ところで、イデオロギーとしての承認を考察するにあたっては、私たちが対面的な相互作用で習慣的に行っている承認のみならず、社会制度における承認が問われることになる。つまり、個々人が相互作用で個別に行う承認ではなく、社会制度によってなされる承認、「制度的に保証された承認」(Honneth 2010a: 116)である。ホネットによれば、社会制度の規則やそのもとの実践もまた、人間のいかなる特性がどのように承認されるべきなのかについての表象 (*Vorstellung*) を含みうるものであり、それに基づいて一定の制度的承認が行われていると捉えられる。たとえば、近代法において制度化されている平等原則は、近代社会では人びとは自由で平等な主体として尊重されねばならないこと、つまりはそのように承認されねばならないことを表しているわけである。

そのさい、こうした制度については、一定の承認パターンが直接的に表現されているものと間接的ないし副次的に表されているものとを区別することができる (Honneth 2010a: 117)。上述の近代法の平等原則は前者に当てはまる。これに対し、後者の例としてホネットは、労働者の給与や疾病保護や休暇などを定めた規則やそれに基づく実践、あるいは病院での患者の処遇などを挙げている。これらは、一定の承認のあり方を直接に表しているわけではないが、労働者や患者がどのような特性を持ちどう扱われるべきなのか、つまり、どのような存在として承認されるべきなのかを間接的に表現していると言える。ホネットによれば、じっさい、ほとんどすべての制度は人間についての一定の表象を含んでおり、それらの表象は、特定の承認パターンが結晶化したものと理解できるという。

また、そのようにさまざまな組織において人びとがそのメンバーやクライアントとして制度的に承認される時の認識パターンや行動パターンは、二つの

---

8) ここまで述べてきた、ホネットにおける承認概念の彫琢については、水上 (2009) も参照。



タイプに分けることができる (Honneth 2010a: 117)。まず、日常の生活世界における承認の行いがいわば沈殿してできあがったものが見出される。それらは、生活世界ですでになじまれている承認があらためて制度化されたものである。これに対し、「もちろん、沈殿の方向は逆にもなりうる。すなわち、それは、諸組織が人間の新しい価値特性の創出や発見において先行する役割を引き受ける場合である」(Honneth 2010a: 117)。日常の生活世界にはまだ浸透していない新しい承認パターンが、社会制度の規則やそこでの実践において先行してかたちづくられることもありうるわけである。ホネットによれば、とりわけ後者のケースが、イデオロギーとしての承認にかかわってくるという。

## (2) イデオロギーとしての承認

ここまでみてきたように、承認とは何であるかをあらためて整理したうえで、ホネットは、アルチュセールのイデオロギー概念を手がかりとしながら、承認がイデオロギーとして作用しうること、つまり承認が社会的支配の手段となりうることを提起している。ここで焦点となっているのは、上記の社会制度によってなされる承認である。では、それがイデオロギーとしてはたらくとはどういうことであろうか。

ホネットの議論では、承認は、その受け手に一定の「自己関係 (Selbstverhältnis)」をもたらすとされる。すなわち、承認されることによって、人びとは、評価される特性や能力が自分には備わっているという意識や感情を抱き、自分はいかなる存在なのか、また自分にはどのような価値があるのかについての自己イメージを得るわけである。この点からすると、承認がイデオロギーとして作用するというのは、承認がその承認される人びとに対し「現存の支配秩序に適合する個人的自己関係を促し」「期待されうる課題や義務を何ら抵抗せず果たすことへの動機づけのかまえをもたらす」(Honneth 2010a: 119)ことを意味している。つまり、承認を通じて人びとは、支配秩序に適合した自己イメージを抱くようになり、その結果、支配秩序の維持にかかわる課題や義

務に取り組むことを内発的に動機づけられ、支配秩序を自発的に支えるようになる。ここでは承認は「システム同調的な態度」(Honneth 2010a: 103)を生み出し「自発的隷従」(Honneth 2010a: 106)をもたらすと言える。

ただし、承認がイデオロギーとして効果的にはたらくためには、幾つかの条件を満たす必要があるとホネットはいう。承認は、相手に価値ある特性があると認め評価することであり、さまざまな「価値陳述 (Wertaussagen)」をとまなっている。そのため、そうした価値陳述がどのような内容のものなのかが問題となる。ホネットは、三つの条件を挙げている。

第一に、そうした価値陳述は「主体ないし諸主体の集団の価値をポジティブに表現するという性質を持っていないなければならない」(Honneth 2010a: 120)。上述の通り、そもそも承認は、相手を価値あるものと肯定することであるから、この条件は当然のことといてよいだろう。当該の個人や集団の価値を否定するような価値陳述は、承認とはまったくかわりのないものである。

第二に、価値陳述は「当事者たち自身によって、信じるに足るものでなければならない」(Honneth 2010a: 120)。みずからがいくら高く評価されていても、相手のその言明を信じることができなければ、何の効果もないであろう。ホネットは、そのような信頼性をもたらす二つの要素を挙げている。一つは、当該の個人や集団がじっさいに有する特性や能力に価値陳述がきちんと結びついているという意味で、現実的であることである。より重要なのはもう一つの要素であり、それは歴史的な点での「合理性」である (Honneth 2010a: 121)。上述のように、承認においてどのような特性にいかなる価値が見出されるかは歴史的に変化する。それゆえ、以前は高く評価されていたとしても、現時点では一般に評価を落としている特性について承認がなされるなら、それは受け手にとってあまり意味を持たないであろう。いわば時代に即した承認でなければならない。

第三に、価値陳述は「そのつどの新しい価値や格別のはたらきを表現しているという意味で、対照的 (kontrastiv) でなければならない」(Honneth 2010a:

122)。つまり、当該の個人や集団の特性に、過去と比べて、あるいは周囲と比べて際立った価値が認められているかどうかである。そうした対照がはっきりしていればいるほど、受け手は、みずからの特性が卓越しているという感覚を得ることができ、それゆえ、いっそう自発的に支配秩序を支えるようになる。

このように、ホネットによれば、承認のイデオロギーが効果的でありうるのは、「その承認のイデオロギーに結びついている諸価値陳述が、ポジティブで信頼に足ると同時に、ある程度、対照的である場合に限られる」(Honneth 2010a: 122)。したがって、イデオロギーとして作用する承認は、承認を受ける側からみて、決して非合理的なものではありえない。そのさい、ホネットは、とりわけ承認の歴史性に注意を向けている。つまり、承認が現時点でイデオロギーとして効果的にはたらきうるためには、歴史的にみて近代社会で達成されている承認の水準に十分、見合っていないなければならないということである。

ホネットによれば、近代社会では、人びとの相互承認を導く三つの承認原理(愛、平等原則、業績原理)が成立しており、それらに基づく三つの承認圏域が分出しているとされる<sup>9)</sup>。そのさい、この三つの承認原理の意味内容が完全にかつ最終的に規定されてしまうことはなく、そのつど新たに解釈され、それに応じて相互承認のあり方は拡大・深化してきたと捉えられる(Honneth 2010a: 123-4)。それゆえ、現在の社会においてイデオロギーとしてはたらく承認もまた、近代社会の承認原理に適合的でなければならないとホネットはみている。「相互承認の現行の諸関係を私たちの価値評価的知覚の奥深くまで組織している、そうした愛、法的平等、あるいは業績公正の諸原理を、[承認の]合理的イデオロギーもまた意味論上、用いざるをえない」(Honneth 2010a: 123)。イデオロギーとしての承認は、あくまで近代のそうした承認原理の枠内にあって、それに新たな観点を付け加える、ホネットの表現によるなら新たな強調点を置く(Akzentsetzung, Akzentuierung)(Honneth 2010a: 123)、というかたち

---

9) 近代社会における承認原理ならびに承認圏域というホネットの考え方については、水上(2004)も参照。

をとるわけである。

しかし、そうだとすれば、イデオロギーとしての承認とイデオロギーではない正当な承認とがどのように区別されるのが、ここであらためて問題となる (Honneth 2010a: 123)。つまり、ある一定の承認について、近代社会の承認原理に適合し合理的で信頼性があり、また承認されている人びとがよりよい「自己関係」を得ているのだとすれば、それがイデオロギーであり不当なものであると言っているのは、いかなる点においてなのか、である。

ここでホネットが着目するのが、上述した承認の四つの前提の二番目のものである。すなわち「承認は、単なる言葉やシンボリック表現のみにとどまってはならず、裏づけの諸行為をともなわなければならない」(Honneth 2010a: 128)。ある人の特性や能力に価値を認め承認するのであれば、単に口先だけではなく、その価値に相応する扱いが当該の人物に対しなされなければならない。そうでなければ、じっさいには承認されていなかったことを意味しよう。それ相応の付き合い方や行動様式がともなっていてはじめて、承認は実現 (Erfüllung) し完成 (Vollendung) する (Honneth 2010a: 128)。

ホネットの考えでは、このことは、対面的な相互作用での承認のみならず、社会制度による承認の場合も同様である。ただし、ここでは承認の実現・完成は、個々人の一定の行動様式によるというより、「承認の実現 (Erfüllung) の一次的な源は、それ自体、制度的な措置ないし準備措置の領域に存している」(Honneth 2010a: 128)。つまり、新しい制度的承認が社会に定着したなら、それに対応して、たとえば関連する法規定が変化したり政治参加のあり方が変わったり、あるいは財やサービスの再分配が行われなければならないということである。

それゆえ、「社会的承認の信頼性については、価値評価的な (evaluativ) 構成要素と並んで、第二の構成要素、つまり物質的な (materiell) 構成要素もまた、考慮されねばならない」(Honneth 2010a: 128)。ここで「物質的」構成要素と呼ばれているのは、日常的な相互作用での承認の場合には相手に対する一

定の行動様式であり、制度的な承認の場合には相応する制度的措置のことである。それらがあることではじめて、その承認に表現されている価値陳述は現実のものになるのであり、したがって、物質的な構成要素は、承認を直接に表現する言語やシンボルとは別に、承認された価値の現実化を支えるもの、言葉やシンボルでの承認に対しその裏づけとなるものといってもよい。承認が信頼に足るものであるためには、承認において含意されている価値陳述の内容が合理的であるのみならず、さらに加えて、その価値陳述を現実のものにする物質的構成要素が見出されなければならないわけである。

そして、ホネットによれば、この物質的な構成要素こそ、イデオロギーとして作用する承認と正当な承認とを区別する一つの基準になりうる (Honeth 2010a: 129)。イデオロギーとしての承認は、近代社会における承認の歴史的水準に合致し、価値陳述の点では十分に合理的でありうる。しかし、「当事者たちの新しい価値特性がじっさいに現実化しうる物質的な諸条件を用意することの構造的な無能力」(Honeth 2010a: 129)に、イデオロギーのイデオロギーたるゆえんがある。というのも、この「物質的な諸条件」、つまり相応の制度的措置を準備することは、支配秩序と相容れないからだ(Honeth 2010a: 129)。イデオロギーとしての承認においては、価値の現実化のための物質的構成要素は用意されない。逆にいうと、物質的構成要素を欠いたまま、いわば口先だけの承認がなされ、そのことによって承認された人びとから支配秩序に同調的な態度を引き出し「自発的隷従」を生み出すこと、これがイデオロギーとしての承認の作用である。こうして「価値評価の約束と物質的な実現 (Erfüllung) とのあいだに深淵が口を開いている」(Honeth 2010a: 129)のであり、両者のあいだの「不一致」(Honeth 2010a: 108)が、承認のイデオロギーの非合理性にほかならない<sup>9)</sup>。ホネットは次のように端的に述べている。「承認のイデオロギーは、承認の行いを、単なるシンボルの水準を超えて物質的な実現 (Erfüllung) にまで完成させていないという点において、非合理的であることが明らかとなる」(Honeth 2010a: 130)。

### (3) 「労働力企業家」のイデオロギー

さて、イデオロギーとしての承認を以上のように捉えるホネットは、現在の社会におけるその具体的事例の一つを、まさに、前節で言及した「労働力企業家」の承認に見て取っている。

前節で述べたように、80年代以降のフォーディズムの解体にともない、労働者は、ただ単に企業に従属する被雇用者としてではなく、「自分自身のクリエイティブな『企業家 (Unternehmer)』」(Honneth 2010b: 216)、あるいは「クリエイティブな労働力企業家 (Arbeitskraftunternehmer)」(Honneth 2010a: 126)と位置づけられるようになる。つまり、そのような存在として承認されるようになったということである。ここでは、仕事は自分の能力や特性の自発的な発揮であり、自己実現のステップと捉えられ、みずからの「使命」の追求と意味づけられる。

ホネットによれば、このような意味内容をともなう「労働力企業家」という新しい「名指し (Adressierung)」は、イデオロギーとしての承認の現代的事例であることが明らかとなる。まず、「労働力企業家」という承認の「価値陳述」の側面に着目するなら、それは「より高度の個性と労働への内在的な動機づけとを承認するという約束を、たしかに価値評価的に含んでいる」(Honneth 2010a: 129)。つまり、仕事を通じて自分の個性を発揮し自己実現すること、おのれの「使命」に基づき内発的に仕事に取り組むことが、ここで肯定的に評価される。そうした承認は受け手に対し、自分はみずからの「使命」を追求し

---

10) ホネットは、2001年開催の「ミュンスター哲学講義」の論文集に収録された「コロキウム参加者の寄稿に対する回答」において、イデオロギーとして作用する承認に言及している(Honneth 2004: 118)。そこでは、アルチュセールの名前を引き「名指し (Adressierung)」の用語を用いながら、イデオロギーとしての承認と適切な承認との区別が、その承認が「閉じられている」か「開かれている」かに求められている。つまり、承認の受け手を特殊なアイデンティティに強く縛り付けてしまい、新たな解釈の可能性を奪ってしまうものが、イデオロギーとしての承認ということである。ホネット自身、この基準はまだまったく精密ではないとしているのだが、いずれにせよ、この段階において、ホネットは、承認概念の認識論的ないし行為論的な検討の途上にあり、承認の価値評価的な構成要素と物質的な構成要素という考え方にはまだ至っていなかったと言えるだろう。

自己実現を果たすことができる、そのための十分な能力を持つことができる、という意識を呼び覚ましうる。つまりは「より高度の自己価値感情ないし自己尊重」(Honneth 2010a: 127)を得ることが可能になり、新しいポジティブな「自己関係」を獲得しうるわけである。そうしてみれば、「労働力企業家」という承認は、価値評価的な構成要素の点では近代社会の承認の水準に適合し、非合理的なものではないと言える。

その一方で、「労働力企業家」の承認によって呼び起こされうる「自己関係」は、新自由主義的な資本主義にともなう新たな労働負荷の自発的な引き受けを動機づけるとホネットはみている。前節でもふれたように、資本主義の新自由主義的な展開のもと、労働市場や労働条件の規制緩和が進み雇用が流動化・不安定化し、同時に労働者には、市場の諸要求に従来以上に自律的にクリエイティブにフレキシブルに対応しつその成果を上げることが要求されていく。そして、この「資本主義の新自由主義的な構造転換にともなう労働のフレキシブル化と規制緩和は、生産的な自己商品化の諸能力〔自己を商品にし市場の要求に合わせる〕諸能力を要求しており、そのさいこの諸能力は、『労働力企業家』として承認され呼ばれることを通じて、まさに生産的に生み出される」(Honneth 2010a: 127)。つまり、「労働力企業家」と呼ばれそれに応じた「より高度の自己価値感情」を持つことで、人びとは、不安定な雇用やあるいは自律的でクリエイティブでフレキシブルな成果の要求も、みずからの「使命」追求と個性の発揮、そして自己実現のためと捉え、それらを進んで受け入れようとする。こうして、いわば「システム同調的な態度」が醸成されうる。

では、こうした承認の「物質的」構成要素についてはどうであろうか。ホネットによれば、まさに物質的な構成要素が欠如しているところに、この種の承認のイデオロギー性が明らかとなる。「……〔「労働力企業家」と呼ぶことが〕みずから進んで、新しい価値の安定した実現を可能にするであろう制度的な準備措置を用意することは、まさにないのである」(Honneth 2010a: 129)。つまり、仕事における個性の発揮や自己実現や内在的な動機づけ等は肯定的に価値ある

ものと評価されるのだが、しかし、それらをじっさいに安定的に現実化できるための制度上の措置は準備されないということである。たとえば、ホネットが簡単にふれている労働条件だけでなく、個々の企業の一般的な労働環境の改善や、あるいは広く社会全体での労働法制や教育制度の整備などが考えられようが、「新しい価値」の実現を支えるそうした仕組みは決して十分に用意されない。個性の発揮にせよ自己実現にせよ、いわば「約束」として表向き称揚されるが、その「約束」が本当に履行され現実のものになるかどうかは定かではない。「約束」は、その履行の制度的基盤を持たず、ただの「口約束」に終わってしまうといってもよい。

そのためまた、ホネットによれば、制度上の措置なく「労働力企業家」と呼ばれることで、人びとは「自身の成育歴にそのための何の根源も存在しないところでは、内在的な動機づけやフレキシビリティや才能を見せかけることを強いられる」(Honneth 2010a: 129)。「労働力企業家」というあり方が高く評価され求められる一方で、その現実化を支える制度的基盤は十分にととのっていない。ゆえに、人びとは、もしその「労働力企業家」としての価値ある特性が自分のなかにはっきりと見出せずポジティブな「自己関係」をうまく構築できない場合には、それらの特性がすでに備わっているかのように、あるいは将来的に発揮可能であるかのように、外面的に見せかけざるをえなくなるわけである<sup>11)</sup>

このように、「労働力企業家」としての承認は、価値評価的な構成要素の点ではたしかに合理的といってもよいが、しかし、物質的な構成要素を欠いている。「労働力企業家」と呼ばれることで、人びとは、みずからの価値ある特性を信じることで、あるいは信じるがゆえになおさら、新自由主義的な資本主義の体制に適応し従っていく。だが、「労働力企業家」としての自身の価値が安定して現実化する保証はない。「承認の新しい形式は……物質的要求 (Anforderungen)

11) ホネット (Honneth 2005: 104-5=2011: 131-3) は、その物象化論の文脈では、こうした「見せかけ」を自己物象化の一例に挙げていたと言える。



を満たしていない。というのも、新たに強調点の置かれた価値をバイオグラフィー上で現実化するために必要であろう制度的な準備措置が、承認の行いにおいて一緒に提供されることはまさにないからである」(Honeth 2010a: 129-30)。この物質的な構成要素が用意されない点において、「労働力企業家」の承認はイデオロギーであるとホネットはいう<sup>12)</sup>

以上、本節では、イデオロギーとしての承認に関するホネットの所説を取り上げ、ホネットが、承認のイデオロギーの現代的事例として「労働力企業家」を位置づけていることをみてきた。「労働力企業家」の承認は、「新しい価値」の承認をたしかに意味しているが、その安定した現実化を可能にする制度的条件は十分にととのえられておらず、そこにイデオロギー性が表れているわけである。ところで、前節で示したように、「労働力企業家」という捉え方は個人主義の転換をもたらした大きな要因の一つとされ、そこで人びとは自己実現を外部から強制されるようになり「空虚さ」の苦しみに陥りうるとされた<sup>13)</sup>。本節の議論をふまえるなら、この「空虚さ」の苦しみの一つの背景要因を、承認の物質的な構成要素の欠如、つまりは（自己実現の個人主義であれば）自己を発見し実現することを個人がまさに達成できるための社会的諸条件の不備に求めることができるであろう。なぜ苦しむことになるのか。それは、「新しい価値」が称揚されながらも価値の現実化の基盤が社会的に用意されず、ゆえに、いつまでも「ほんもの」の自己を十全には見出すことができないからである。承認されても、物質的構成要素を欠いているため、相応する「自己関係」

12) ホネットは、イデオロギーとしての承認のもう一つの例として、ウルリッヒ・ベックが提起した「市民労働 (Bürgerarbeit)」を挙げている (Honeth 2010a: 130)。「ここでも、ある種の社会集団にシンボリックな卓越化が授与され、それは自発的隷従の新しい形式を動機づけうるが、制度的水準での相応する諸措置が講じられることはない」(Honeth 2010a: 130)。

13) 承認のイデオロギーの作用は、前節でみてきた、個人主義の転換をもたらす他の要因、たとえば広告宣伝にもある程度、見て取れるだろう。ただし、ホネットは、広告宣伝は、一般に受け手がそれをフィクションと受け止めうることから、イデオロギーとしては限定的なものとしている (Honeth 2010a: 125)。

は決して安定せず、承認は外部からの強制となっていく。ホネットは、イデオロギーとしての承認の成り立ちを考察することで、人びとの内面の問題状況がどこから生まれているのか、その社会的な背景要因を示唆していると言えよう。

## 5. む す び

本稿では、1990年代から2000年代にかけてのホネットの個人化論を取り上げ検討してきた。ここでは、ホネットの立論の含意と射程とについて、個人化論の展開と承認論の展開の二つの観点から考察を加えてみたい。

まず、社会学的な個人化論としてみたとき、ホネットの議論は、第一に、個人化の意味をより精確に弁別する理論枠組みの必要性を提起している。個人化は、近年、社会学においてもっとも頻繁に論及される概念の一つであるが、文脈によってさまざまな社会現象が関係づけられていると言える。この点で、ホネットは、すでに90年代から個人化の諸現象の類別を試みており、2000年代に入るとジンメルを手がかりに個人化の四つの意味内容を区別する理論枠組みを示している。個人化にともなう問題状況を適切に捉えるためには、個人化の諸側面を明確に区別することが必要とホネットは考えるからである。じっさい、ホネットの立論においても、90年代には「私化」の問題に焦点が当てられていたが、2000年代には自己実現の個人主義にかかわる問題に重点が置かれている。この二つは相互に関係し合うと言えるが、社会的な問題としてみたとき異なる性格を持っており、はっきり区別しなければならないだろう。個人化概念に対するホネットのこうした問題提起は、現在においても重要と思われる。

第二に、とくに自己実現の個人主義に関するホネットの議論は、個人化過程のきわめて現代的な特徴の一端を捉えたものと言える。戦後の西欧社会において、複数の社会変動が合流することで新たな個人主義、すなわち自己実現の個人主義が広がったこと、そして、当初は内発的に希求された自己実現が、その

後、外部から強制される「制度的な要求」へと転換し、そのもとで人びとは「空虚さ」の苦しみに陥りうるということである。こうした一連のプロセスは、異なる諸要因が「親和的に」結びついて意図せず生じたものと把握されている。一定の文化的な理念の広がりそれが社会構造に組み込まれ制度的要求と化すことで人びとに困難がもたらされるという動的な過程が示され、現代社会に固有の個人化の問題が明らかにされている。また、ホネットは自身の承認論をもとに、自己実現の制度的要求の一つである「労働力企業家」を承認のイデオロギーの一種と捉えた。人びとが孤立していく「私化」にとどまらず、それとは区別される個人化の現代的な問題状況を承認論の枠組みで明示した議論は、ホネットの個人化論の深化を表していると言えよう<sup>14)</sup>

第三に、個人化の一つとしての自己実現の個人主義、とりわけ「労働力企業家」に関するホネットの議論は、90年代以降の日本社会における労働問題を考えるうえでも示唆的であると思われる。「労働力企業家」の「名指し」それ自体はドイツ社会で用いられているのだが、そこで意味されている事柄、すなわち仕事を通じての個性の発揮と自己実現、みずからの「使命」に基づく内発的な動機づけといったことは、日本社会にも同様のものが見出されるであろう。また、それが承認のイデオロギーとしてはたらきうること、つまり「自発的隷従」をもたらしうる一方で物質的な構成要素を欠くことも、そうである。

たとえば、片瀬（2005：226）は、90年代後半以降の教育政策と新規学卒労働市場のもとで日本社会が『『個性の発揮』や『自己実現』を文化的目標にし、高校生のアスピレーションを高揚させながら、それを制度的手段によって実現すること（学校を卒業して個性を発揮できる仕事につくこと）を困難にしている」とし、これを「個性化アスピレーション・アノミー」と呼んだ。また、大島（2011：94）は、介護職の意識調査をふまえ、承認のイデオロギーに関する

14) 人びとの孤立という「私化」の問題は、2000年代のホネットの議論において消えてしまったわけではない。本稿では取り上げることができなかったが、ホネットは、新自由主義的な資本主義が人びとの結びつきを掘り崩していく作用についても論及している（Honnet 2010c）。この点については出口（2010）も参照。

ホネットの議論を引いて「介護職に例えて言うならば、基礎的な労働環境の整備が伴わないままに、ディーセントワークとしての介護職の理念を唱える言説は、現実の不正を隠蔽するイデオロギー的効果をもたらしかねない」と指摘している。現実化の条件がととのわないままポジティブな価値が称揚され一定の態度や行動が促され引き出されることの問題性は、現代日本の労働にかかわるさまざまな領域に見て取ることができるであろう。それらを考察するうえで、自己実現の個人主義と承認のイデオロギーとに関するホネットの議論は、一つの有効な理論枠組みを提起していると言える。

次に、承認論の展開という観点からみると、第一に、承認のイデオロギー的側面を明確にしたことが注目される。ホネット自身がふれているように(Honneth 2010a: 103-4)、その承認論に対しては、承認は社会的支配の道具にすぎないのではないかとこの異論が従来よりたびたび向けられてきた。本稿で取り上げたホネットの論考は、この問いに正面から応えたものと言える。そのさいホネットは、この間に承認を認識論的・行為論的に捉え直すことで到達した理論的見地から考察を進めている。ここでホネットは承認論の四つの前提を明らかにするのだが、とくに二番目に挙げられている点が重要である。すなわち、承認は、単なる言葉だけのものにとどまらず相応する裏付けを必要とし、それは、対面的な相互作用の承認であれば相手に対するしかるべき行動様式であり、制度的な承認であれば一定の制度的措置である。それらがともなってはじめて承認は実現(Erfüllung)し完成(Vollendung)するのであり、承認には、価値評価的な構成要素だけでなく物質的な構成要素がなくてはならない。そして、この物質的な構成要素が欠如している点に、ホネットは、承認のイデオロギーの特質を見出すのである。

こうしてホネットは、承認概念の彫琢に基づき、承認をすべからくイデオロギーに還元して否定し去るのではなく、かといって承認を頭から全肯定するのでもなく、より丁寧な分析を可能にする理論枠組みを提起していると言える。本稿で取り上げた論考では、労働の領域における承認のイデオロギーが主なテ

一マとなっていたが、ホネットの理論枠組みは、他の領域の社会現象を考えるうえでも有効であろう。物質的な構成要素を十分に準備せずに特定の集団の特定の価値を賛美し一定の支配秩序の自発的な受容を促していく承認は、社会のさまざまな領域において耳触りよく聞こえるスローガンやキャッチフレーズの類のなかにも、しばしば見られるであろう。

第二に、ここであらためて考えたいのは、ホネットの承認論における自己実現の理念の位置づけである。ホネットが承認論を本格的に展開した最初の著作である『承認をめぐる闘争』(Honneth 1992a=2014)でも明らかのように、ホネットは、当初から「自己実現 (Selbstverwirklichung)」を批判理論の規範的な理念に据えていた。自己実現はここでは「自分の選んだ人生の目標を何かに強いられることなく現実化するプロセス」(Honneth 1992a: 278=2014: 232)とされ、ここでいう「強いられないこと」とは、外部からの強制がないことだけでなく、内面の閉塞や心理的な抑制・不安がないことでもあり、それは言い換えると自分自身への信頼を意味している。そして、このポジティブな「自己関係」は、ほかならぬ他者からの承認の経験によって獲得される。自己実現を規範的な理念に置くことは2000年代においても維持されており、たとえば「いずれにせよ、私にとって、[社会の] 病理診断にたいしても正義理論にたいしてもそれらの規範的な根拠づけに鍵を提供するのは、自己実現とポジティブな自己関係と相互的な承認との内的連関である」(Honneth 2004: 113)とされ、あるいは「じっさい私が出発点としているのは、私たちは自律ないし自己実現を、私たち人間の生活形式の包括的な目的 (Telos) と理解すべきであり、内的にアプローチする批判はこの目的を指針とすることができる、ということである」(Honneth 2003a: 339=2014: 278)とされる。

その一方で、本稿で取り上げた論考でホネットは、現実の社会におけるロマン主義的な自己実現の理念が、戦後の西欧社会でたどった変遷を明らかにしている。社会に広まった自己実現の個人主義が80年代以降「制度的な要求」に転換し、結果として社会的な病理に結びついていった経緯である。これはホ

ネットの理論にとっては、ある意味、皮肉なことと言えるかもしれない。自己実現の理念は批判の規範的な拠り所であったのだが、しかし、現実の社会におけるそれは人びとをある種の隘路に追い込みうるのである。

もちろん、同じ「自己実現」とはいつても、その意味するところは同じとは言えない。ホネットによれば、批判理論の規範的基準としての自己実現の概念は、最初から可能なきが形式的名ものとして考えられており、「ほんもの」の自己を求めるロマン主義的な意味合いと混同されてはならず、そのため「人格の不可侵性」や「自律」といった形式的な概念でも言い換えられてきたという(Honneth 2004: 112)。また、ホネット(Fraser und Honneth 2003: 218-9=2012: 210-1, Honneth 2004: 114-6)は、承認関係の歴史的な変化は一定の方向性を持つとし、個体化の進展と社会的包摂の拡大を「進歩」の基準に捉えていた。さらに、承認概念の再検討を通じてホネットが到達した見地からすれば、自己実現の個人主義においては、自己実現それ自体は高く価値評価されているが、その承認は物質的な構成要素を十分に備えておらず「完成」されていないと言えよう。人びとは、結局は十分な安定した自己関係を得ることができないということである。ホネットからすれば、現実の社会におけるロマン主義的な自己実現の個人主義は、承認の形態としては十全ではないことになるだろう。

ただ、それでも、自己実現とは何なのか、それは規範的な批判の根拠にどのように位置づけられるのかは、ホネットの議論に即してあらためて検討が必要と思われる。また、別の角度からみるなら、自己実現の個人主義の成立と変遷とに関する論述は、もしかするとホネットの理論の同時代的背景を暗黙のうちに示していると言えるかもしれない。つまり、ホネットの社会理論がどのような社会的歴史的背景から生まれてきたのか、その一端を因らざるも示唆しているということである。この点については、ホネット社会理論のいわば知識社会学的な考察が必要となるだろう。

さて、いま挙げた論点にも関係するが、最後に、残された課題と思われる点の一つ、挙げたい。ホネットによれば、承認のイデオロギー性は、価値の現実

化のための物質的な構成要素がととのえられていないことに求められる。「労働力企業家」のイデオロギーに関して言えば、仕事における個性の発揮や自己実現や内在的な動機づけといった「新しい価値」がポジティブに評価され、そのことによって人びとに、いっそうの労働負荷の自発的な受け入れを促しながら、他方で「新しい価値」を安定的に現実のものにする制度的措置は十分に用意されないわけである。

しかし、だとするならば、この物質的な構成要素がしっかりそろえば、それで問題はないということになるのだろうか。必ずしもそうは言えないと思われる。ホネット (Honneth 2010a: 130) は、「労働力企業家」のイデオロギーに関し、承認の物質的な構成要素が不十分なのはそれが整備されるまでの時間的な遅れのためもありうることを示唆し「時間のかかる学習プロセス」に言及している。もちろん、将来的に必要な制度的措置が用意されていく可能性を否定する必要はないが、しかし、ここで考えたいのは、時間的な遅れだけでなく、物質的な構成要素がととのったように見えても問題状況が残りうることである。たしかに、しかるべき制度的措置が用意されたならば、「労働力企業家」の「新しい価値」は安定して現実化し、つまりは仕事における自己実現が果たされ、承認は「完成」するかもしれない。だが、仕事に「ほんもの」の自己を発見し実現できていると見えるがゆえに、なおさら心身ともに仕事にのめり込み、結果として問題が深刻化することも考えられるのではないだろうか。(「空虚さ」の苦しみに示されたように) いつまでも「ほんもの」の自己を見出すことができず内面的に苦しむといったこともなく、当人にとってみれば条件がそろい自己実現を果たして何も問題がないと見えており、ところが客観的には危機的な状態にあるということである。むしろ承認のイデオロギーではなくなっているように見えるがゆえに、より重大な問題をはらむこともありうるのではないか。

加えてまた、そもそも問われなければならないのは、物質的な構成要素が欠けている、あるいはそろっていないという判断は、どこからどのようになされる

のか、という点である。「新しい価値」の現実化を可能とするために何をどこまで用意する必要があるのか、また、その判断は誰がどのように行うのか。承認の物質的な構成要素に求められるものは、あらかじめ一義的に定まっているわけではなく、それ自体、一定の解釈枠組みによるであろう。だから、当該の承認がイデオロギーであるかないかは、その解釈枠組み次第でいかようにも変わりうると言える。それゆえまた、ある観点からすればろくに条件がととのっていないと判断されても、渦中の当人は、自分の特性の価値が十分に評価され十分に現実化できており何の支障もないと自身で認識していることもありうるであろう。

こうした問題に、ここで簡単に答えを出すことはできない。ただ、一点、前節でもふれたように2000年代の段階でホネットが、近代社会では相互承認を導く三つの承認原理が成立しており、それらに基づく三つの承認圏域が分出していると捉えていたことは留意してよいかもしれない。すなわち、親密な諸関係の主導理念としての「愛」、法権利諸関係を導く「平等原則」、社会的価値評価の基準としての「業績原理」である。ホネットは、これらの承認原理を社会正義の三つの同等の原理としていた (Fraser und Honneth 2003: 213-5=2012: 206-8)。つまり、それらは眼前の社会に対する批判の規範的基準になりうるということである。そのうえで、ホネットは、それぞれの原理の適用が排他的ではなく交差し合うことも論じていた (Fraser und Honneth 2003: 219-24=2012: 212-6)。たとえば労働の領域は、福祉国家の形成後、「業績原理」と「平等原則」の二つの承認原理が交差し合っていると捉えられる。このように、ホネットが、批判の規範的基準を多元的に構想しようとしていたことの意味は検討に値するだろう。つまり、一定の承認が「完成」していたとしても、そこに潜む問題を異なる承認原理の観点から批判的に捉えていく可能性である。むしろ、たとえば法権利諸関係の「平等原則」にしても、本稿でも若干ふれた福祉国家体制の変容のもと従来とはその意味内容が狭められてしまうこともありうる。社会正義の多元的な構想が実効性を持ちうるかどうかは、それぞれの承認原理



の意味内容が社会においてどう理解されているかにも左右されよう。いずれにせよ、先に指摘した点と合わせて、承認論において批判の根拠がどこにどのよう位置づけられるのか、あらためて考察が必要であろう。

## 文 献

- Boltanski, Luc et Ève Chiapello, 1999, *Le nouvel esprit du capitalisme*, Paris: Gallimard. (= 2013, 三浦直希ほか訳『資本主義の新たな精神 上・下』ナカニシヤ出版.)
- 出口剛司, 2010, 「アクセル・ホネットの承認論と批判理論の刷新——批判理論はネオリベラリズムの変革をどう批判するのか」『現代社会学理論研究』4: 16-28.
- Fraser, Nancy und Axel Honneth, 2003, *Umverteilung oder Anerkennung?: Eine politisch-philosophische Kontroverse*, Frankfurt: Suhrkamp. (= 2012, 加藤泰史監訳『再分配か承認か? —— 政治・哲学論争』法政大学出版局.)
- Honneth, Axel, 1992a, *Kampf um Anerkennung: Zur Moralischen Grammatik Sozialer Konflikte*, Frankfurt: Suhrkamp. (= 2014, 山本啓・直江清隆訳『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法〔増補版〕』法政大学出版局.)
- , 1992b, “Individualisierung und Gemeinschaft,” Christel Zahlmann (Hg.), *Kommunitarismus in der Diskussion: Eine streitbare Einführung*, Berlin: Rotbuch, 16-23.
- , 1992c, “Die Herausforderung des Kommunitarismus: Eine Nachbemerkung,” Christel Zahlmann (Hg.), *Kommunitarismus in der Diskussion: Eine streitbare Einführung*, Berlin: Rotbuch, 118-23.
- , 1993, “Einleitung,” Axel Honneth (Hg.), *Kommunitarismus: Eine Debatte über die moralischen Grundlagen moderner Gesellschaften*, Frankfurt: Campus, 7-17.
- , 1994, *Desintegration: Bruchstücke einer soziologischen Zeitdiagnose*, Frankfurt: Fischer.
- , 2000, “Pathologien der individuellen Freiheit: Hegels Zeitdiagnose und die Gegenwart,” Jörg Huber (Hg.), *Darstellung: Korrespondenz Interventionen 9*, Zürich: Voldemeer, 215-32.
- , 2001, *Leiden an Unbestimmtheit: Eine Reaktualisierung der Hegelschen Rechtsphilosophie*, Stuttgart: Reclam. (= 2009, 島崎隆ほか訳『自由であることの苦しみ——ヘーゲル『法哲学』の再生』未來社.)
- , 2003a, “Nachwort: Der Grund der Anerkennung. Eine Erwiderung auf kritische Rückfragen,” *Kampf um Anerkennung: Zur Moralischen Grammatik Sozialer Konflikte*, Frankfurt: Suhrkamp, 303-41. (= 2014, 山本啓・直江清隆訳『承認の根拠——批判的な反論にたいする応答』『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法〔増補版〕』法政大学出版局, 241-280.)

- , 2003b, 「批判的社会理論の承認論的転回」永井彰・日暮雅夫編著『批判的社会理論の現在』晃洋書房, 177-221.
- , 2004, “Antworten auf die Beiträge der Kolloquiumsteilnehmer,” Christoph Halbig und Michael Quante (Hg.), *Axel Honneth: Sozialphilosophie zwischen Kritik und Anerkennung*, Münster: LIT, 99-121.
- , 2005, *Verdinglichung: Eine anerkennungstheoretische Studie*, Frankfurt: Suhrkamp. (= 2011, 辰巳伸知・宮本真也訳『物象化——承認論からのアプローチ』法政大学出版局.)
- , 2007, “Kolonien der Ökonomie: Gespräch zwischen Axel Honneth, Rainer Forst und Rahel Jaeggi,” *polar*, 2: 151-56.
- , 2008, “Diskussion,” Christoph Menke und Juliane Rebutisch (Hg.), *Axel Honneth Gerechtigkeit und Gesellschaft: Potsdamer Seminar*, Berlin: BWV, 144-56.
- , 2010a, “Anerkennung als Ideologie: Zum Zusammenhang von Moral und Macht,” Axel Honneth, *Das Ich im Wir: Studien zur Anerkennungstheorie*, Berlin: Suhrkamp, 103-30.
- , 2010b, “Organisierte Selbstverwirklichung: Paradoxien der Individualisierung,” Axel Honneth, *Das Ich im Wir: Studien zur Anerkennungstheorie*, Berlin: Suhrkamp, 202-21.
- , 2010c, “Paradoxien der kapitalistischen Modernisierung: Ein Untersuchungsprogramm (gemeinsam mit Martin Hartmann),” Axel Honneth, *Das Ich im Wir: Studien zur Anerkennungstheorie*, Berlin: Suhrkamp, 122-248.
- , 2011, *Das Recht der Freiheit: Grundß einer demokratischen Sittlichkeit*, Berlin: Suhrkamp.
- 片瀬一男, 2005, 『夢の行方——高校生の教育・職業アスピレーションの変容』東北大学出版会.
- 水上英徳, 2004, 「再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争——フレイザー／ホネット論争の問題提起」『社会学研究』76: 29-54.
- , 2009, 「アクセル・ホネットにおける承認の行為論——承認論の基礎」『大分県立芸術文化短期大学 研究紀要』46: 89-102.
- 日本社会学会, 2004, 「特集・『個人化』と社会の変容」『社会学評論』54(4): 318-448.
- 日本社会学史学会, 2008, 「特集・近代と現代の対話——個人化論を通して」『社会学史研究』30: 59-110.
- , 2009, 「特集・20世紀アメリカ社会学における『個人化する社会』」『社会学史研究』31: 3-50.
- , 2010, 「特集・コミュニタリアニズムの再検討——個人化に抗する社会学」『社会学史研究』32: 3-40.
- 大島啓, 2011, 「介護職の社会的承認の規定要因——山口県宇部・小野田地域での共同調査に基づく考察」『社会分析』38: 81-98.
- 鈴木宗徳編著, 2015, 『個人化するリスクと社会——ベック理論と現代日本』勁草書房.

Voß, G. Günter und Hans J. Pongratz, 1998, "Der Arbeitskraftunternehmer: Eine neue Grundform der Ware Arbeitskraft?," *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 50(1): 131-58.